

令和8年3月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和8年3月5日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉 聡 教育長  
澤 田 真 弓 委員（教育長職務代理者）  
川 邊 幹 男 委員  
阿 部 優 子 委員

3 出席説明員

|               |         |
|---------------|---------|
| 副教育長          | 生 田 研 一 |
| 教育総務部長        | 古 谷 久 乃 |
| 教育総務部総務課長     | 加 藤 博 昭 |
| 教育改革推進担当課長    | 緒 方 宣 人 |
| 教育総務部教育政策課長   | 飯 田 達 也 |
| 教育総務部生涯学習課長   | 杉 山 賢 一 |
| 教育総務部教職員課長    | 筒 井 宣 行 |
| 教育総務部学校管理課長   | 大 道 裕   |
| 学校教育部長        | 坂 下 裕 一 |
| 学校教育部教育指導課長   | 鈴 木 史 洋 |
| 学校教育部支援教育課長   | 原 口 尚 延 |
| 学校教育部保健体育課長   | 小 田 耕 生 |
| 学校教育部学校食育課長   | 高 橋 大   |
| 学校教育部教育情報担当課長 | 宮 原 充 宏 |
| 中央図書館長        | 柿 原 美 奈 |
| 博物館運営課長       | 北 山 剛   |
| 教育研究所長        | 杉 戸 美 和 |

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に川邊委員を指名した。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、まず、2月定例会から本日までの間の所管事項について報告をいたします。

お手元の教育長報告資料をご参照いただければと思います。

市議会関係については、3月定例議会本会議が開催されまして、2月24、25、26、27日で代表質問、個人質問を受けたところであります。また、来週からは委員会審議等が行われ、今後、令和8年度の当初予算の審議が行われる予定となっております。

教育委員会関係としては、2月13日に学校保健大会を正庁で開催させていただきました。学校保健の特別功労者の表彰並びに健康に関する実践調査の研究の中で、野比東小学校3年生、あるいは衣笠中学校3年生の活動等についての発表を受けたところであります。

また、3月2日には、横須賀総合高校の卒業式が開催され、卒業生を送り出したところであります。来週からは、中学校並びに小学校の各卒業式が開催されますので、各委員の皆様、ご都合がつき次第、ご参加をいただければと思っています。

なお、記載にはございませんが、2月15日に第119回の市制施行記念式典が開催されまして、荒川前委員が市政功労者表彰を受けたところでございます。

(質問なし)

日程第1 議案第8号『横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育政策課長)

議案第8号『横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について』ご説明させていただきます。

説明につきましては、説明資料の1ページをご覧ください。

1の改定に至る経緯についてでございますが、教育委員会では平成19年に策定し平成29年に改定した基本方針に基づき、通学区域の見直しや統合など、小中学校の教育環境整備を推進してまいりましたが、平成29年の改定以降、老朽化する学校施設の課題への対応や全市的な遠距離通学への対応、また、このような課題を含めた教育環境整備の検討手順についての見直しが必要となったことから、この基本方針の改定を検討することといたしました。

2の検討経過についてでございますが、昨年7月に横須賀市立小中学校適正配置審議会に基本方針の改定に関する諮問を行い、12月に答申をいただきました。

この答申を受け、12月には審議会及び本定例会に改定素案に関する報告をさせていただきます、報告した素案により今年1月にパブリック・コメント手続を実施いたしました。

2ページをご覧ください。

3のパブリック・コメント手続の概要になります。

本年1月9日から2月2日までの期間でパブリック・コメント手続の意見募集を行い、25人、166件のご意見をいただきました。詳細は記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

(5)にまとめさせていただきましたのは、パブリック・コメント手続の主な意見になります。

なお、本手続により寄せられた意見を踏まえた方針の修正はございません。

4の改定の概要についてです。

今回の改定について、追加、修正等を行った概要を記載させていただきました。

(1) 学校施設の課題についてです。校舎などの老朽化やレッドゾーンの指定といった課題の整理に加え、検討基準、対応方策について追加しています。

(2) 遠距離通学への対応については、全市的な遠距離通学への対応について記載を追加しています。

(3) 検討の手順についてです。(1)、(2)を含む全市的な課題への対応について、多様な立場の方々の意見を広く取り入れることができる検討体制へと修正しています。

4ページをご覧ください。

(4) 基本方針の名称についてですが、現行の基本方針では、学校の規模、配置の2つの視点により適正化の方策検討を行ってまいりましたが、今回の改定により、より学校施設の課題という視点を追加しているため、基本方針の名称についても「横須賀市立小・中学校教育環境整備に関する基本方針」に変更しています。

資料の説明は以上となりますが、別冊として添付しております基本方針及びパブリック・コメント手続結果につきましても、後ほどご覧いただければと思います。

横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(澤田委員)

パブリック・コメントにつきまして、丁寧におまとめいただき、ありがとうございました。

166件の意見に対しての市の考え方は、これまでの経緯を踏まえて、その考えに至った根拠を的確に示したものであると思いました。

そこで、このパブリック・コメントへの対応の周知について伺います。

市のホームページでの公表は必須の基本線だと思うのですが、実務では、それだけでは届かない層もあるのではないかと考えられます。何かほかのチャネルやお考えがありましたら教えてください。

(教育政策課長)

まず、委員お話のとおりホームページ等の周知というものは基本的にやっていきたいと思えます。ただ、今回この方針の改定につきましては、現在実施しております逸見・中央地域の地域別協議会の方々にもご説明するなど、今既にやっている地域にもご説明しておりますので、こういったお話についても改めてご説明していきたいと思っております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第8号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第9号『横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第9号『横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中改正について』説明いたします。

本議案は、令和8年度から新たに地域学校協働活動推進員を委嘱し、学校運営協議会の委員としても参画していただくため、また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行のため規則を改正するものです。

本市においては、令和4年度に全市立学校へ学校運営協議会を設置して以降、さまざまな成果が上がる一方で、協議内容が具体的な取り組みにつながりにくいことや、地域人材、コーディネーターの確保が難しいなどの課題が顕在化しています。

このような現状を鑑み、令和8年度から地域との窓口となる地域学校協働活動推進員を委嘱し、さらに学校運営協議会委員としても参画していただくことで、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を図り、学校、家庭、地域が連携した子どもの育成を目指したいと考えています。

改正の1点目は、このことを受け、学校運営協議会の委員の構成要件に地域学校協働活動推進員について記載しようとするものです。

また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が、令和8年4月1日から施行されることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改定されます。同法律の第47条の5第4項において、学校運営協議会の承認を得る事項として、新たに当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施について明記されました。

改定の2点目は、これを受け、学校運営協議会で学校長が学校運営に関する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る事項として、業務量管理・健康確保措置の実施について新たに加えようとするものです。

以上が規則を改正する必要が生じた背景です。

なお、1点目として説明いたしました地域学校協働活動推進員の委嘱等に係る要綱等については、現在、総務部総務課の法規部門と調整をしながら事務を進めております。

以上で、議案第9号『横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中改正について』の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いたします。

(新倉教育長)

私から1点だけ確認をします。

今回の地域学校協働活動推進員という形は、片方において、その方に対して特別地方公務員として委嘱をするわけですね。この方は、その地域の活動をするとときに、時間単価で報酬が支払われて動いていく。一方において、この方をもう一つ別の形で、学校運営協議会の委員として任命した場合には、学校運営協議会としての報酬がその立場上払われて、活動推進員の活動ではなく協議会の委員として報酬が支払われるという分けた考え方でいいのですか。

(教育指導課長)

今、教育長がおっしゃったとおりで、学校運営協議会委員としての報酬は年額でお支払いをしております。それから、地域学校協働活動推進員としては、活動の実績に応じて時間単価で報酬をお支払いするということですので、そこは分けて取扱要綱等の整備を進めているところです。

(新倉教育長)

そうすると、ちょっと複雑になってきてしまうかなと思っているのですが、地域学校協働活動推進員として活動しているときには、誰の命令で動いているのですか。教育委員会ですか、学校ですか。その方が学校運営協議会の中に入っていて、学校運営協議会として活動しようとしたときに、その協議会での一つの方針として、活動推進員の人に頼みましょうという話になったときに、誰を経由して、そのお願いがされるようになるのでしょうか。一体に動くということは言葉としては分かるのですが、この活動推進委員は学校運営協議会の命令で動くのか、教育委員会の命令で動くのか、学校長の命令で動くのかというところが曖昧になってしまうと、実際やっている方が、自分は誰の命令で動いて、どういう活動をして、どういう報告をしたらいいかというところが不明確になってしまうと思います。そこをクリアにした上でお話ししないと、学校運営協議会の会長は何ができて、活動推進員は、実際の地域活動は誰の命令で動いているかということが分からなくなると混乱した状態になってしまうのではないかと思うので、こういう形で入れるのであれば、仕事と任務の区分を明確に指示をしていかないといけないと思っています。これは質問というより意見になります。ぜひ、お願いしたいと思っています。

(澤田委員)

学校運営協議会のメンバーですが、以前、近くの地域ですと重なっている方

がいらっしゃるというお話があったと思いますが、このコーディネーターの方は、幾つかの地域を兼務ということも考えられるのでしょうか。

(教育指導課長)

実際、例えば小学校と中学校は地域が重なっていますので、そこに、言葉は悪いですが、顔が利く方というのは、恐らく重複される場合もあるのではないかとすることは想定しています。

(澤田委員)

では、2つの地域を兼務される可能性があるということですね。

(教育指導課長)

それも認めざるを得ないのではないかと思いますので、その方向で、今、整備を進めているところです。

(新倉教育長)

私から補足させていただきます。

現在、小中学校と特別支援学校と高校とで70校ありますが、協議会の数が小・中で一緒になっているところがありますので、64協議会だったかと思います。エリアが同じところについては小・中を含めて学校運営協議会を一つとして捉えている場合があるので、その辺は大丈夫なのかと思うのですが、例えば隣の地域の方を呼ぶということが出てくる可能性はあると思います。その辺はやはり冒頭でもご説明にありましたように、人材がなかなかいないということが一つのネックになるかと思うので、その発掘も含めてやっていただかなければならないと思っております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第9号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

### 日程第3 議案第10号『市立学校公文書管理規程中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第10号『市立学校公文書管理規程中改正について』説明いた

します。

本議案は、市立学校における文書処理の方法等に関して定めている市立学校公文書管理規程について改正するものです。

初めに、2ページ目下段の提案理由をご覧ください。

令和8年度に校務支援システムの更改が予定されており、これまで紙で行っていた決裁や文書の保存といった事務について、システム上での処理が可能となる見込みです。こうした事務処理の電算化に伴い所要の条文整理をするため、本規程を改正するものです。

具体の改正内容としては、3ページ以降に新旧対照表を記載しておりますが、起案、決裁、文書の保存といった主要な改正内容について、条文に沿ってご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第12条、起案について、これまでは紙文書での起案のみを想定しておりましたが、今回の改正によりシステムで起案することが可能になります。

なお、引き続き紙文書による起案も可能としています。

第13条、決裁についても同様に、紙文書での決裁だけでなくシステムでの決裁も行えるように改正をいたします。

7ページをご覧ください。

第23条、公文書の保存方法について、これまでは紙文書での保存を前提とした条文となっておりますが、こちらでもシステム上での保存について条文を追加いたします。

これらの改正により、事務処理の電子化による教職員の負担軽減と公文書のペーパーレス化に対応していきたいと考えております。

なお、施行日は令和8年4月1日を予定しております。

以上で、議案第10号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(新倉教育長)

1点、確認です。

先ほど、この施行については公布の日となっておりますが、いつからという話だったでしょう。

(総務課長)

公布の日という形で条文は設定されておりますが、想定しているのは令和8年4月1日からでございます。

(新倉教育長)

というのは、校務支援システムが4月1日から走るということによいですか。

(総務課長)

公文書のシステム自体は令和8年度中を予定しております。ただ、そのタイミングは、いつ校務文書が電子化できてもいいように、令和8年4月1日から前倒しで改正したいと考えております。

(新倉教育長)

とすると、4月から実際に校務支援システムが走るまでの間は紙ベースの話になりますよね。それが4月1日に改正されていると、その期間の規則はどのように置くことになりますか。

(総務課長)

教育長おっしゃるとおり、こちらの規則自体は、もし仮に電子化だけの規則になってしまうと、その間、紙での決裁ができなくなってしまいます。ただ、横須賀市も同じですが、この改正は、紙でもできますし、電子でもできますという改正になっております。なので、4月1日からは、今までどおり紙の決裁はこの規程でできますし、今後電子化された場合には、紙でもできますし、電子でもできるという改正となっております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第10号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1) 『横須賀市立小・中学校教育環境整備計画について』

(教育政策課長)

『横須賀市立小・中学校教育環境整備計画について』ご説明させていただきます。

説明資料の1ページをご覧ください。

初めに、1、本計画の経過についてでございます。

教育環境整備計画は、少子化により児童数が減少し、学校規模が小規模化している中、市立小中学校の規模及び配置の適正化を含めた教育環境整備を推進

するため、令和3年度に策定しています。これまで、この計画に基づいて進めてきた教育環境整備の実績や地域の将来像などを踏まえ、令和8年度以降に早期計画の見直しを行うものでございます。

2ページをご覧ください。

2の後期計画の概要になります。

全市的に児童数の減少が進む中、一部地域では将来推計において急速な児童数の減少が見込まれ、教育環境整備が必要となっています。

このことから、令和7年度に検討を開始した逸見・中央地域に加えて、新たに2つを検討地域として追加いたします。1つ目の地域が武山・大楠地域で、富士見小、武山小、荻野小、大楠小を対象校としています。

このページの表に記載の児童数、学級数のおり、児童数の将来推計で富士見小、荻野小が現在検討中の逸見・中央地域を除くと市内で最も児童数が少なくなるため、隣接の武山小、大楠小とともに後期計画に位置付け、検討を行っていきたいと考えています。

3ページをご覧ください。

2つ目の追加地域が鴨居地域で、鴨居小、小原台小を対象としています。こちらの児童数、学級数についても、先ほどの武山・大楠地域と同様の状況が見受けられ、鴨居小が先ほどの富士見小、荻野小の次に児童数が少なくなる学校であるため、小原台小とともに後期計画に位置付けていきたいと考えています。

3の検討地域・対象校及び検討スケジュールについてです。

冒頭説明させていただいたとおり、今回の見直しは令和8年度から令和11年度の後期計画の対象地域、対象校の追加です。記載のとおり後期計画を対象地域、対象校として位置付け、計画を推進してまいります。実際の検討を行う場合におきましては、それぞれの地域において保護者、学校運営協議会、町内会、学校長にお集まりいただき、地域別協議会を設置させていただきたいと考えております。

資料の説明は以上となりますが、別冊として配布しております整備計画につきましても後ほどご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

(阿部委員)

少子化が進んでいるということは承知しておりましたけれども、2、3ページのそれぞれの学校の見通しをデータを見て、より緊迫感を持って状況を把握いたしました。

地域別協議会を新たにということですが、来年度、8年度からすぐに設置をするということでしょうか。

(教育政策課長)

具体的ないつからということはないのですが、令和8年度以降、適切な時期を見て開催したいと考えております。

(阿部委員)

私は全ての学年が単級の学校に勤務した経験があります。少ないながら、教職員全員で子どもたちを大事に育てたという経験があるので、小規模校のメリットは十分に理解しているつもりです。しかし、当時、もう少し人数がいたら活動の幅が広がるのと思ったことがあります。逆に大きな規模の学校に勤務したときには、もう少し人数が少なければ、よりきめ細かい指導ができるのと思ったことがあります。

成長が著しい小中学校の時代に、特に小学校の規模は教育活動の効果に影響するのではないかという思いがあります。子どもたちの学びを深め、教育の質を高めるためには、集団での学びというものがとても必要なことなのですが、例えば日常の話し合い活動の中では、友達の意見を聞いて、自分の意見と同じなのか、違うのか、そのどこがどう違うのかと参考にしたり比較したりして、考える力や表現する力を深めていくのですが、極端に少ない人数や、卒業までその人間関係が固定化されかねないというような状況の中では、切磋琢磨する機会が限られてしまいます。

また、児童生徒数によって教職員の人数が決まるということで、多少の加配があったとしても、小規模校は教職員の数が少ない状況です。子どもたちにとって、身近な大人は、善きにつけあしきにつけ人格形成のモデルとして影響を受けることになるので、家族や地域の方々と同様に教職員とも毎日接するという中で、参考になるモデルというのは多いほうがよいと考えます。さまざまな理由で検討すべき状況があることが分かった以上、適切な規模で、相当数の選択肢や参考となる材料がある環境を整えるということは大変重要なことであると考えますので、ぜひその検討を丁寧に進めていただきたいと思います。

先の議案で、パブリック・コメントの貴重なご意見を拝見しました。児童生徒の登下校の安全に関するご心配やご意見が多く、それは私も大変重要なことだと思います。ただ、学校に任されていて、それが当然のこととして、あまり議論の表面には出てこない肝心要の子どもたちの学びを深めるということについて、どのような教育環境が望ましいのかという点についても時間をかけて検討すべきだと思います。ぜひ、それぞれの協議会の議論が十分に深まるような設定をしていただけたらと思っております。

(教育政策課長)

ありがとうございます。

今いただいたご意見の中で、特に子どもの意見というところについては、逸見・中央地域の地域別協議会の中でも言われている話でございますので、そういった視点を捉えながら、しっかり取りまとめていきたいと思っています。

(澤田委員)

感想になります。より具体的に課題を整理していただきまして、ありがとうございました。

既に単学級になっている学校や、数年後に単学級になるであろう学校、さらには複式学級になるであろう学校等、また小中一貫教育ブロックの一致状況の複雑さを改めて確認をさせていただきました。

横須賀市の地形の特徴もあり、さまざまな事柄を複線的に勘案して取り組んでいく必要があると思いました。立場によっていろいろな意見もあろうかと思いますが、先ほどの阿部委員からもありましたように、常に「子どもたちの学び」という視点を持って、建設的な検討ができればと思います。

(新倉教育長)

私からは、どうもこういう計画が出てくると、この地区のこの学校というのはターゲットにされているという認識があるのかなと思っているのです。

今回の整備計画の参考資料の後ろのところ、37ページ以降に、各行政センター、地区の中で、何校あって、その子どもたちの総数がどのくらいかということが示されていますので、これをぜひ、多くの方に示してほしいと思います。多分そういう話があったよねということではなくて、これからそれぞれの地域の課題として早急に取り組んでいくということを示していかないと、急に降って湧いたように統廃合されてしまうのだという印象になってしまうかと思いません。特に議会を中心に、この辺については十分理解をしていただけるようにしないと、降って湧いた話だという違和感が先に来てしまうとおかしくなるかと思うので、常に十分に説明をしていってください。

例えば、今回検討しようとする地区だけではなくて、市内全域がこういう状況ですというのをどんどん示していかないと、急に自分のところだけがターゲットになったという印象が多いと。それから、全市的に子どもたちがいなくなってきたときにどうしたらいいかという意識を幅広く持ってもらわなければならないと思うので、ぜひ、この参考資料の部分をより活用した形で、多くの市民の方に説明する機会をつくってほしいと思っています。

(教育総務部長)

現在、後期実施計画を実施するにあたって、事前に地域の方と学校の関係の方にご説明に伺っているところですが、やはりその中でも、隣の学校はどうなんだというようなご意見もごさいます。ですので、今ご意見いただきましたとおり、今の全市的な状況もお示ししながらご理解をいただけるように努めてまいりたいと思います。

## 報告事項（２）『横横須賀市学力向上推進プランについて』

(教育指導課長)

それでは、報告事項（２）『横横須賀市学力向上推進プランについて』説明をいたします。

初めに、説明資料の１ページをご覧ください。

１、横須賀市学力向上推進プランの概要に示したとおり、本プランでは、学力を資質・能力ベースの考え方にに基づき、児童生徒一人一人がより良く生きていくために必要な力として総合的に捉え直しました。また、横須賀が目指す教育の姿「あなたが好き 私が好き 横須賀が好き と誇れる人づくり」の実現を目指して、児童生徒が将来の予測困難な社会をたくましく生き抜き、持続可能な社会の担い手として成長できるよう努めることとしています。

そして、児童生徒の学びをより豊かにするという本プランの理念を分かりやすく伝えるため、「よこすか豊かな学びづくり推進プラン」を通称として用いています。教科等の学びを大切にしながら、学び合うことのよさ、挑戦を続ける力、共感する力などにも目を向けます。校種を超えたつながりを意識し、一人一人の発達や特性に応じて支え、学校・家庭・地域が三位一体となって、学ぶ楽しさやつくりだす喜びを実感できる新たな学びの在り方を探究します。

なお、全国調査等で得られる教科調査の結果については今後も引き続き着目し、認知的能力と非認知的能力を一体的に捉え、児童生徒の資質・能力の育成状況等を多面的・多角的に分析しながら取り組みます。

以降は、別冊として提出しておりますプラン本体の記載ページを基に説明いたします。

プラン本体の１、２ページをご覧ください。

横須賀市が目指す「学力向上」と「豊かな学び」として、策定の趣旨と今後の方向性について示しています。１ページには学級経営や授業づくりで大切にしたいことを、２ページには豊かな学びについてのイメージ図を示し、本市が

目指す豊かな学びとは、各教科等における学習活動を充実させることによって認知的な能力の育成を目指すことはもちろん、仲間と学び合う良さを実感することや、失敗しても挑戦し続ける力、共感しようとする力、物事に没頭する力などの非認知的な能力の育成にも着目した学びであることを示しています。

また、児童生徒が安心して豊かに学び続けるには、学びを学校だけで完結させるのではなく、家庭や地域が一体となって取り組むことが重要であることについても述べています。

次に、4ページからは、第1章として本プランの基本方針を示しています。

「つなげる」、「つながる」をキーワードに、学校・家庭・地域がさらに一体となって取り組むこと、6ページには、学校・家庭・地域の役割を示すとともに、教育委員会がその全体をサポートすることについても言及しています。

次に、本プランの目標及び目標指標についてです。

8ページからの第2章をご覧ください。

本プランで掲げる目標は、目標1、ともに学び合う集団をつくる、目標2、粘り強く学ぶ力を育てる、目標3、社会とつながる力を育てる、目標4、生活や学びの土台となる力を育てるの4つです。この4つの目標の到達度を計り、適切に進捗管理を行うために全市的な質問調査、横須賀市児童生徒学習状況等質問調査をC B T方式で行い、児童生徒の学びに対する意識や学級の人間関係、社会とのつながり、生活習慣に関することなどを把握します。調査対象は小学校2年生から5年生及び中学校1年生から2年生です。

そして、全国調査における評価調査の結果と併せて、目標ごとに多角的・多面的に分析します。複数のデータを総合的に捉え、認知的な能力と非認知的な能力のバランスのよい育成を目指します。

なお、本年度までは、横須賀市独自の横須賀市立小中学校学習状況調査において、国語、算数・数学の評価調査を行いました。10ページに記載したとおり、全国学力・学習状況調査が、年々その分析が精緻化されており、結果は指導の工夫・改善につなげやすい形で示されるなど、各学校での活用性も高まっています。

このような状況を踏まえ、令和8年度以降は市独自の教科調査は実施せず、全国調査の結果を基に児童生徒の実態を捉え、本市の豊かな学びづくりにつなげていきます。

次に、11ページからは、各目標及び目標指標について示しています。ここでは達成状況の分析についてを中心に説明いたします。

目標1については、13ページに質問調査の内容を、14ページに全国学力・学習状況調査における国語科の話すこと、聞くことの問題の正答率と併せて分析することを示してします。

目標 2 については、17、18ページに示しています。

これまでのプランでは、粘り強く学ぶ力を評価調査の記述式問題における無回答率から分析しようとしていましたが、無回答にはさまざまな要因があることが明らかになり、児童生徒の粘り強く学ぶ力を分析するには、この結果のみでは十分ではないという結論に至りました。今後は児童生徒の学びの姿と重ね合わせて学習状況を把握することを示しています。

目標 3 の指標については、目標 1 と同様に21ページに質問調査の内容を、22ページには全国調査における算数・数学のデータの活用の問題の正答率と併せて分析することを示しています。

最後に、目標 4 の指標についてです。

25ページに質問調査の内容を示しましたが、26ページには教科調査の結果を活動指標にすることは適切ではないと判断し、質問調査の結果に学級や家庭、地域で見られる子どもの姿を重ね合わせ、多面的・多角的に捉えて分析していくことを記載しています。

最後に、第 3 章、横須賀市学力推進プランの主な関連事業等についてです。

28ページ以降をご覧ください。

主に教育指導課が行っている事業と本プランとの関連性について示しています。

本プランの策定と併せて教育課程研究推進事業の見直しや、小中学校教科等研究に関する日の設置など、新たなものを含めてさまざまな事業等を計画していますが、各学校と本プラン及び関連事業の趣旨を共有し、児童生徒の豊かな学びにつなげることを目指してまいります。

以上で、報告事項 2 の説明を終わります。

(阿部委員)

質問ではないのですが、今までの学力向上推進プランの成果や課題等全部含めて、バージョンアップして内容がきちんと整理されて、より分かりやすくなったという感想を持ちました。

特に、この名称、よこすか豊かな学びづくり推進プランですとか、表紙の絵に、イラストに表されていること、これがこのプラン全体の内容を非常に分かりやすく表していると思います。自分の個性を大切にする思いとか、自然や仲間との共生を考える基盤、生活や学びの土台となる力、子ども一人一人を支える、そういう多くのものが象徴的に表されていると思いますので、ぜひこの思いも活用して、周知して、横須賀市全体の学力向上に活かしてもらえたらという感想を持ちました。よろしくお願いします。

(澤田委員)

私も感想になります。

別冊の1ページの最後の段落で、本市が目指す「豊かな学び」とは、認知的な能力と非認知的な能力の両面が重要だと説明しています。強調したい箇所だと思います。

学校が教科指導だけではなく、「生きる力を育てる場」として、「集団の学び」が十分に実践されているかということが非常に大事になると思っております。そのためには、特別活動の時間を含めて、いかに「集団の学び」の機会を教師が意図的に組み立てていけるかがポイントとなります。まさに第2章の「4つの目標」に関わる内容であり、先生方には、ぜひこの視点で、授業改善や特別活動での意図的な仕掛けをしていただければと思います。

(新倉教育長)

今までと比べて少し柔らかい表現になったのかなというところがありますが、私から1点だけ確認しておきたいのは、さまざまなイラストを使っているけれども、著作権に関してだけは確認はちゃんと取っておいてくださいねということです。せっかく使って発表したのに、そこに使われている絵が駄目だったといって報告書が駄目になるということがあるので、これは他の各課がつくっているものもそうなのですが、ぜひ、点検をした上で発表するようにしていただきたいと思います。これは確認事項でお願いします。

### 報告事項(3)『横須賀市支援教育推進プランについて』

(支援教育課長)

報告事項(3)『横須賀市支援教育推進プランについて』ご報告いたします。

本プランは、支援教育推進のため横須賀市教育振興基本計画と併せ、令和4年度からの8年間で前期と後期の2期に分けて実施していますが、前期の取り組みの成果と課題を踏まえて、後期4年間の行動計画を定めるなど本プランを改定しました。

別冊でご説明をさせていただきたいと思います。

別冊の1ページ、PDFでいきますと5ページになります。

1ページをご覧ください。

基本的な考え方として、横須賀市の目指す支援教育は、一人一人の教育ニーズに応じて多様な学びを実現し、誰もが安心して学ぶことができるようにする取り組みで、障害の有無にかかわらず、全ての子どもに目を向けて、共生社会

の担い手を育むことを目指します。

そのために、他者と関わり合う中で、「あらゆる他者を価値ある存在として大切にする」、「自分のよさや可能性に気付く」、「多様な人と同じ目的をもって力を合わせ取り組む」という子どもの具体の姿をどれだけ実現できるか、また改めて子どもの立場に立って考えるということを重視していきたいと考えています。これは前期のプランからの引き続きで大切にしていまいります。

次に、別冊の7ページをご覧ください。

プランの概要を指針に沿ってご説明いたします。

指針1は、全ての子どもを対象とした支援教育の基盤となる取り組みになります。ともに学び、ともに育つことができる環境を整えていくというもので、児童生徒理解に基づいた授業づくり、安全・安心な居場所づくり、相互理解を促す絆づくりの視点から、合理的配慮のさらなる推進と基礎的環境整備を進め、全ての子どもがともに学び育つことができる包括的な体系を構築いたします。

プロフィールシートを活用し、一人一人の子どもの理解を深め、校内支援会議の共有、計画、検証、そして見直しを行います。学校が安全・安心で魅力あふれる居場所となるよう、そして支援の輪を広げていけるよう一層充実させていきます。

8ページをご覧ください。

指針2は、学校生活の中で、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた支援システムを充実させていきます。

学校内には、在籍する学級を中心にして、校内教育支援センター、そして通級による指導と不登校支援の一体化を進めるサポートルーム等、居場所だけにとどまらず多様な学びの形を受け止め、一人一人の可能性を最大限引き出すことができるようにいたします。

また、学校外には校外教育支援センターとして、相談教室のゆうゆう坂本相談教室内に不登校対策推進室を設置し、不登校支援の調査研究や資料の作成、多様な学びの場の設置検討や相談教室自体の再編成についても検討してまいります。

また、さらに、日本語支援ステーションでは教育相談と、子どもたちの成長を支えていけるような支援方法を実現していきます。

続いて、9ページをご覧ください。

指針3では、家庭や関係機関等との連携及び就学前から高校卒業後までの切れ目のない支援の充実を目指していきます。そのために、横須賀市相談支援チームの取り組みを実施し、連携をさらに充実させ、児童生徒のみならず保護者支援についても充実させていきたいと思っています。

指針につきましては、令和3年横須賀市支援教育推進委員会の答申を基に作

成されたものですが、今回、指針1につきましては改定をしております。特に児童生徒理解を基本とするということを重要視し、支援に盛り込んでおります。

また、指針1は授業づくりや集団づくりなど児童生徒への直接の支援であり、指針2につきましては学校を中心とした支援体系づくり、指針3では地域全体での支援と、ミクロな視点からマクロな視点への支援の広がりを示し、一人一人の児童生徒への切れ目のない支援につなげていきたいと思っております。

次に、10ページをお開きください。

後期のプランでは、特に大切にしていきたい6つの重点分野を支援しております。

10ページから、その重点分野を示しておりますが、1つ目としては、「不登校対応の充実」、2つ目として、「支援教育の改革」、3つ目としまして、「通級指導と不登校支援との一体的充実による支援の更なる充実」、4つ目として、「いじめ対応の改善充実」、5つ目として、「外国につながるのある児童生徒および家庭への支援」、6つ目として、「家庭に関する問題を含めたあらゆる児童生徒および家庭等への支援の更なる向上」になります。この6つの重点分野に沿った行動計画に取り組むことで、指針の実現を目指してまいります。

具体的な行動計画は15ページ以降に記載しております。ぜひご覧いただければと思っております。

また、行動計画につきましては、通級による指導と校内教育支援センターを一体化したサポートルームの設置や不登校対策推進室の設置、不登校対策専門員の配置など、令和8年度からの新たな取り組みを含め、行動計画を修正いたしました。

本プランの周知に向けましては、市立学校長会議で説明するほか、ホームページへ掲載するとともに、教職員対象の各担当者会議等において、指導主事が直接的な周知を繰り返し行い、全ての教職員にプランが行き届くように図ってまいります。

横須賀で育つ全ての子どもが、自らの人生の主人公として自分らしく生きていくこと、そして子どもたちがどんな状況であっても、他者との関わり合いの中で学ぶことを大切にしていくこと、さらに個の違いや特性を生かし合いながらより良い社会を築いていくことを願い、本プランに基づいて支援教育の一層の充実に向け取り組んでまいります。

以上で、横須賀市支援教育推進プランのご報告を終わります。

(阿部委員)

この支援教育推進プランについて、6つの重点分野、それから統計学ということで、現在進行中の事業も含めて多岐にわたってきめ細かく、より切り込ん

だ内容になっていると感じました。

質問が2つあります。

1つ目は、18ページの児童生徒や保護者を支える相談体制の充実について、行動計画の中の心の健康観察と、傾聴A Iについて伺いたいと思いますが、8年度に試行検証して9年度から本格実施という計画ですけれども、この2つの事業はどのように活用して、どのような効果を期待するものでしょうか。

もう一つは、20ページの不登校対策に係る支援のところですが、新しく始まる校内外の教育支援センターとかサポートルームについて、通級指導も含めて実施するということですが、学校によっては学習指導に重点を置く、それに絞るということもあり得るということでしょうか。自由度が高いというように捉えていいのでしょうか。

(支援教育課長)

まず、1点目の18ページの心の健康観察と傾聴A Iの件につきまして、まず、心の健康観察につきましては、子どもたち自身が朝の段階で、いわゆる1人1台端末を使いながら、自分の心の健康の状況を晴れ、曇り、雨、雷というような天気マークを打ち込みながら自分の心の健康を表していくという形を取っていきます。先生方が、継続して見ていく中で、雨や雷が続くようなことがありましたら、すぐにその子に対してアプローチをするというような形で、その子自身の心の状況についてはしっかりと把握をするということを考えております。

実はこれは、現在の段階では校務支援システムの改定と併せた形でやっていると思っておりますので、8年度は試行検証を行っておりますが、可能であればできる限り早くモデル校等を設置しながらやっていきたいということで計画をしております。

また、傾聴A Iの件につきましては、こちらは市長部局と連携をしております。いわゆる生成A Iを使った教育相談的な部分を学校のほうで、昨年10月、11月と実証実験をさせていただきました。教育相談自体は、時間が決まっているとなかなか相談ができないということがありますが、この傾聴A Iを使いますと、24時間いつでもチャット機能で相談ができるという形になります。

そうした中で、相談をしていただいて、子どもたち自身がどこかにつながりたいという回答をしますと、すぐにそれに対して学校につなげていたりとか、市長部局の相談業務につなげていたりという形になっていきます。なので、今までのいわゆる教育相談、あとはホットライン、そうしたものも大事にしていきながら、そこを補うということでの傾聴A Iという制度、効果を考えております。

また、こちらにつきましても、今、市長部局の福祉こども部でやっておりま

すので、そこと連動させていただきながら、教育現場でどういう活用ができるかということで、令和8年度につきましては試行検証という形とさせていただくということになります。

2つ目のご質問で、いわゆるサポートの部分でございますが、通級による指導というところについて、先ほど教科の指導ということもございましたけれども、今、文部科学省のほうも、ある意味教科指導についても通級ということで、広く捉えていくということで受け止めております。ただ、やはり大切なのは、その子自身、いわゆる通級に通う子どもたち自身がどういう困り感を持って、どういう課題を持っているかということをしっかりと考え、捉えて、その子に合った指導をとということが、通級の本来の目的であると思っておりますので、そこは大切にしていきたいと思っております。単純に、いわゆる勉強を取り出しで見るとということだけではなくて、その通級に通う子たちの一人一人の状況をちゃんと踏まえた上で、学校には取り組んでいただくことであると思っております。

(阿部委員)

ありがとうございました。

1つ目の心の健康観察、これは子どもたち自身が自分の心と向き合う時間を取るということなので、それはすごく大事なことだと思いますので、新しいシステムの活用と同時に効果が期待されるものと思います。

それから、傾聴AIについてですけれども、AIに傾聴してもらう時代になったのかなと、正直複雑な思いもありました。でも、困り感のある方々にとっては、24時間体制で、相談の第一段階として、AIならあまり気を使わずに、相談までに時間をかけずに傾聴してもらえます。そのような場としては、心の荷物を下ろす場所になり得るのかなというふうにも思いました。

ただ聞いてもらいたいだけとか、何かアドバイスをもらいたいとか、それから相談機関やつながる場所を紹介してもらいたいとか、いろいろニーズはさまざまだと思いますので、それが選べるようなシステムになるのかとか、あと、今いろいろ想像を膨らませただけですけれども、支援のチャンネルは多いほうがよいと思いますので、ぜひ、より効果的な活用につながる事業にしていきたいと思っております。

それから、2点目の不登校対策に係る支援のところですが、新しく始まる事業で、狙いはやはり児童生徒の安心と成長を支える体制の構築ということですので、そこに関わる担当教員、それから支援教員コーディネーター、当該児童の担任や学年の教員、介助員さん、そして場合によっては教育指導課所管の学習支援員を含めてさまざまな人材が、単に1対1の安心を得られる場にとどま

らないようにすることが大事だと思います。そこがポイントなのではと思います。それぞれが連携して、適切なコミュニケーションを図りながらリレーして行って、学校全体に安心できる場が広がる、そのように広げる役割を果たせたらよいのではないかと思います。学校の内外に安心できる場、成長できる場が広がるようにしていただきたいと期待しています。

(支援教育課長)

ありがとうございます。

特にサポートルームについては新しい取り組みですので、担当の先生方が一人でやるということではなく、今、委員おっしゃっていただきましたように学校の介助員等、さまざまな人がおりますので、そうしたことを子どもたちのためにどういう支援がしっかりとなされるかということでの試験的な対応になっていくような形で、私たち支援教育課も学校に働きかけてまいりたいと思います。ありがとうございました。

(澤田委員)

感想になります。

これまでもお話をしてまいりましたように、本プランでは支援教育での新規事業や事業の拡充等があり、大変期待をしております。ぜひモデル校での実践では、よい面だけではなく、課題もたくさん拾い上げられるように取り組んでいただければと思います。

また、25ページの不登校等に係る地域連携の行動計画で、民間企業との連携によるメタバース空間の設置・推進とあります。これは他都市等でも、不登校支援で先行実施されているところです。いよいよ横須賀市も取り組み始めるということで、これも楽しみの一つです。

このメタバース空間での学びは、不登校支援だけでなく、外国につながるのある児童生徒支援にも活用できるものだと思っています。今後、不登校支援での取り組みのノウハウが、外国につながるのある児童生徒支援につながっていくと良いと思います。

(支援教育課長)

ありがとうございます。

今、メタバースの件、外国につながりがあるというご意見をいただきまして、私たちのほうもちょっとそこまで視点として持っていなかったもので、ぜひそうしたご意見も踏まえて、どのようなものが横須賀の子どもたちにとって合うのかということを考えてまいりたいと思います。

## 報告事項（４）『横須賀市立学校教職員の働き方改革の方針について』

（教育政策課長）

教職員の働き方改革の方針についてご報告いたします。

説明資料の１ページをご覧ください。

初めに、１、方針の概要になります。

教職員の働き方改革の方針、スクールスマイルプランは、令和８年度から令和11年度までを計画期間とし、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、働き方改革をさらに加速化させることを目的として、具体的な取り組みを示すものとして策定いたします。

なお、この方針は、いわゆる給特法の第８条に基づく教員の業務量の適切な管理と健康福祉を確保し、それぞれ実施するための教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を含め策定しています。

次に、２の基本方針と目標指標についてご説明いたします。

（１）基本方針は５つの方針で構成しており、具体的な内容につきましては別冊の資料でご説明させていただきます。

別冊資料の10ページをご覧ください。

方針１の「学校と教師の業務の３分類」の推進については、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取り組みを実施するために、国によって整備されました学校等教師の業務の３分類を踏まえ、本市の実情に合わせ、学校での業務負担を縮減する内容となっています。

このページの取組１から取組４では、学校と教師の業務の３分類という学校以外が担うべき業務を示しており、取組３の地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の委嘱や、取組４、録音機能、自動音声応答機能を装備した電話の整備などを進めてまいります。

12ページをご覧ください。

このページの取組５から取組８では、教師以外が積極的に参画すべき業務を示しており、取組６の学校水泳プール施設の管理に係る業務負担の軽減や、取組８の部活動の在り方についての検討などを進めてまいります。

13ページの途中、取組９から取組12では、教師の業務など、負担軽減を促進すべき業務を示しており、取組10の生成A I や電子黒板などの授業準備への対応や、取組12のサポート業務の設置などを進めてまいります。

なお、学校と教師の業務の３分類に係る内容については新たに示された内容ですので、各学校や他自治体の取り組みを参考に、今後進めてまいりたいと考

えております。

15ページをご覧ください。

この取組13から取組17では、方針2のその他業務の適正化、ICT等を活用した働き方改革の推進を示しており、学校と教師の業務の3分類と併せ学校現場を支える職員配置のさらなる充実や業務分担の役割の適正化と明確化を図るとともに、ICT等を活用し、業務負担を軽減する内容となっています。

18ページをご覧ください。

取組18から取組20は、方針3の健康管理を意識した働き方改革の推進を示しており、時間外在校等時間の縮減や適切な年次休暇の取得の推進など心身のリフレッシュを図り、児童生徒への教育に取り組めるような環境づくりを推進する内容となっています。

19ページをご覧ください。

取組21から取組24では、方針4の働き方改革に対する意識改革の推進を示しており、学校で実施している好事例を共有し、働き方改革の好循環を生み出すなど、働き方改革を進める上で重要となる意識改革の向上を図る内容となっています。

21ページをご覧ください。

取組25と取組26では、方針5の教職員の働き方改革の検討体制及び学校へのフォローアップ体制の充実を記載しており、学校と教育委員会が一体となり、本方針を進めるためのフォローアップ体制を充実させる内容となっています。

大変恐縮です。資料をお戻りいただきまして、説明資料のほうをご覧くださいと思います。

説明資料の2ページをご覧ください。

(2) 目標指標についてご説明いたします。

目標指標につきましては、国や県から示された目標指標を基に、これまでの目標指標や取り組みの成果、課題を踏まえ、時間外在校等時間に関する目標と、ウェルビーイングの向上に関する目標の2つの視点で設定しています。

具体的には、時間外在校等時間に関する目標指標については、1か月の時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合を0%にすること、1年間の時間外在校等時間が年360時間を超える教育職員の割合を0%とすることとしました。

また、ウェルビーイングの向上に関する目標指標については、現在の職場を働きやすい職場と感じている教育職員の割合を80%以上とすること、仕事にやりがいがあると感じている教育職員の割合を80%以上とすることとしました。

教職員の働き方改革の方針の説明は以上になります。

(質問なし)

報告事項(5)『令和8年度指導の目標・指導の重点について』

(教育政策課長)

『令和8年度指導の目標・指導の重点について』ご説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

1の趣旨についてでございますが、指導の目標と指導の重点は、横須賀市教育振興基本計画の方針に基づいて設定いたします。

具体的には、指導の目標は、各学校と教職員に対して本市の目指す方向性を示し、子どもたちの指導に生かすものとしています。

また、指導の重点は、指導の目標の下、本市が重点的に取り組む必要がある内容を設定し、各学校と教育委員会が一体となり取り組むべき内容を示しています。

2の令和8年度の指導の目標と重点の設定の考え方ですが、(1)の指導の目標の設定の考え方については、先月の定例会でご議論いただきました横須賀市教育振興基本計画後期実施計画における9つの柱に基づき、子どもたちを指導する上で、学校が取り組むべき目標と、その内容を設定しています。

説明資料の2ページと3ページをご覧ください。

2ページが令和7年度の指導の目標、3ページは令和8年度の指導の目標であり、変更した内容を網かけで示しています。

目標1は、現行の目標から変更し、「主体的・対話的で深い学びを実現します」としています。教育指導課が策定し、先ほどご報告させていただきました学力向上推進プランの内容を中心に示しております。

目標2は、現行の目標から変更はなく、「健やかな体を育成します」としていますが、内容については、(2)に「健康・安全および食に関する教育と保健管理を充実させます」と変更しております。

目標3の「豊かな心を育みます」は、現行の目標および内容から大きな変更はございません。

目標4は、「多様な教育的ニーズを踏まえた適切な支援を行います」としていた目標を、支援教育課が策定し、先ほどご報告いたしました支援教育推進プランに基づき「『誰も一人にさせない』学校づくりを進めます」とし、内容といたしましては、「児童生徒理解に基づいた『授業づくり・安心安全な居場所づくり、相互理解を促す集団づくり』を進めます」と、「一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させます」としています。

目標5は、「魅力ある教育環境の整備・充実に取り組みます」としています。現行の指導の目標の目標5と目標6をまとめ、学校・家庭・地域の連携や、教職員としての資質・能力の向上など、子どもと教職員にとって魅力ある教育環境づくりを進めていく内容を示しています。

説明資料の1ページにお戻りください。

次に、(2) 指導の重点の設定の考え方については、現行の指導の重点においては、平成29年、平成30年告示の学習指導要領において育成を目指すものとして示されている「確かな学力」、「健やかな体」、「豊かな心」の3つの内容に関わる内容で構成されています。

また、後期実施計画の柱においては、この3つの内容を含んでいることから、令和8年度以降の指導の重点についても、引き続きこの3つ内容を踏まえ構成しています。

説明資料の4ページと5ページをご覧ください。

4ページが令和7年度の資料の重点、5ページが令和8年度の資料の重点であり、変更した目標と、その内容を網かけで示しています。

重点1は、指導の目標の目標1に関連していることから、現行の内容から変更し、「子どもの学びを豊かにします」といたしました。

重点2は、現行からの変更がなく、「健康の保持増進と体力の向上を図ります」とし、重点3につきましては、指導の目標を、目標4の変更を受けて、「共生社会の担い手を育みます」といたしました。

3つの重点に順位性はなく、3つの重点がバランスよく合わさることにより、子どもの生きる力の育成を目指しています。

また、それぞれの重点におきましては、子どもに身につけさせたい資質・能力等を示しており、各学校で取り組んでいただきたい具体的な手だてと、各重点にまたがる内容を、各重点を横断する手だてとして示しております。

参考に、令和8年度の指導の目標を資料1に、指導の重点を資料2として添付していますので後ほどご覧ください。

また、資料の3につきましては、各学校に配布する予定のポスターでございます。教育振興基本計画における横須賀の教育の目指す姿と指導の目標と重点の内容、そしてそのつながりが見えるようなつくりとしています。各学校に2枚ずつ配布し、職員が見やすい場所等に掲示していただくなどの方法で活用していただきます。

続いて、説明資料の1ページにお戻りください。

3、周知の方法をご覧ください。

令和8年度指導の目標と重点につきましては、教職員へ配布予定の指導の必携に掲載するとともに、学校や教職員への理解を図るために、校長会や各種研

修会等でご説明してまいりたいと考えています。

最後に、4、取り組みへの支援をご覧ください。

指導の重点についての取り組みの支援として、各学校が作成する学校重点プランへの指導・助言、また学校訪問等において、学校経営方針や教育課程等について助言を行ってまいりたいと考えています。

以上で、令和8年度指導の目標と重点についての報告を終わります。

(質問なし)

## 報告事項(6)『横須賀市児童生徒読書活動調査の結果について』

(中央図書館長)

それでは、読書活動調査の結果についてご報告いたします。

説明資料をご覧ください。

本調査は、子ども読書活動推進計画に掲載した事業の効果検証と、図書館や学校における今後の取り組みの参考とするために毎年実施しているものです。

2の調査の概要に記載のとおり、児童生徒が対象の調査と、学校の取り組みに対する調査との大きく2つの項目に分けて実施いたしました。

3、調査の実施時期は令和7年12月で、児童生徒の読書活動の状況は令和7年11月の1か月間を対象としています。

調査結果については、恐れ入ります、資料別冊の報告書で、その主な内容をご説明いたします。

報告書の2ページをご覧ください。

初めに、児童生徒の読書活動の状況です。

(1) 1か月間の読書冊数について、2ページから3ページにかけて記載の表をご覧ください。

左端の本の欄を見ますと、小学生、中学生とも前年度と比べて3.3冊減少し、高校生も2.8冊の減少となりました。全国平均との比較では、小学生は平均を下回り、その差が広がっています。中学生は同数、高校生では平均を上回る状況です。

4ページ下段の表をご覧ください。

1か月間に1冊も本を読まない児童生徒の割合を示す不読率です。小学生では3.9ポイント改善し、全国平均に近い数値となりました。中学生の不読率は、この4年間大きな変化はありませんが、全国の数値が悪化したこともあり、昨年度に引き続き全国平均より良い数値を維持しています。

5 ページをご覧ください。

(2) の電子書籍の利用状況です。

利用の割合は、校種が上がるにつれて高くなっています。「よく利用する」と「時々利用する」を選択した児童生徒の割合に大きな変化は見られませんが、小学生では、「利用したことがない」の割合が大きく減少しています。これは昨年度にスタートしたよこすか電子図書館の学校利用によるところが大きいと思います。

一方で、下段の(3) 紙の本と電子書籍のどちらを読みたいかとの質問に対しては、小・中学生で紙の本を好む傾向が見られます。

6 ページ上段の表をご覧ください。

自分で興味を持って選んだ本の有無については、「ある」と回答した小・中学生の割合がそれぞれ大きく増加しました。1冊以上本を読んだ子どもたちのうち、その8割以上が自分の興味関心から主体的に本を選んでいたことが分かります。

9 ページをご覧ください。

(8) 読書の好ききらいでは、「好き」、「どちらかといえば好き」の合計は、小・中学生で減少傾向が見られ、中学生では7割を切りました。今回の調査では、より具体的な内容を把握するため、「好き」を選択したグループには読書の目的を、「嫌い」を選択したグループにはその理由を設問としました。

10ページをご覧ください。

まず、(9) 本を読む目的です。全ての校種で、「好きなキャラクターやシリーズがあるから」と「絵を見るのが好き」との回答が多く、自由時間の楽しみとしての読書が上位を示しているのが分かります。また、新しい知識や知らないことを知りたいという情報収集や探究のための読書、何だか落ち着く、違う世界を想像したいといったリラククスできる一人時間のための読書も比較的多く見られました。

11ページをご覧ください。

(10) 本を好きではない理由です。「すぐに飽きてしまう」、また、「ゲームや動画など、ほかに楽しいことが多い」との回答が多くを占めます。

また、12ページ、(11) 日常生活での自由時間の過ごし方をご覧ください。

全てを通して「ユーチューブやSNSを見る」の回答が最も多く、中学生、高校生では、約9割を占めます。本を読むは約2割であり、小学生では選択肢の中で最も低いところです。生活環境の変化に伴い、子どもたちが自由時間に本を見るという機会は非常に少なくなっている現状が見て取れます。

18ページをご覧ください。

第4次子ども読書活動推進計画の目標値との比較と調査結果の分析を記載し

ています。

第4次計画の最終年度である令和7年度の調査結果は、いずれも目標値に届かない結果となりました。読書冊数はこれまで過去3年間、目標値を上回る状況が続いていましたが、今回の実施調査では、小中学生とも大きく減少しました。

ただ、その内容は悲観的なものばかりではなく、3から4ページに記載の読書冊数別の割合を見ますと、0冊の部分と5冊以上の部分が減少し、1から4冊の割合は13ポイント増加しています。

また、自分で選んだ本を1回以上読んだ子どもの割合が、小中学生とも大きく増加しました。全体的な読書冊数は減少したものの、不読率には改善傾向が見られ、かつその読書における主体性の高さは、希望が持てる結果と受け止めています。

その一方で、本を読まない理由は、「楽しくない」という趣旨の回答が多く、「時間の無駄」という気になる回答も見られました。子どもたちにとって、自由時間における読書の位置付けは総体的に低くなる傾向にあります。

そうした現状においては、学校と市立図書館との連携を一層深め、学校教育での図書資料の活用を進めるとともに、興味・関心事から読書につなげていく工夫、読書のメリットを伝えていく取り組みも必要だと考えています。

19ページをご覧ください。

次に、2、学校における取り組みの状況です。

(1) 本年度実施した読書推進に関する活動については、「定期的な読書時間の設定」や「図書委員会の運営」、「読書感想文や感想画」など大きな変化はありませんが、今回選択肢に加えたビブリオバトルやブックトークに取り組む学校も一部見られました。

22ページをご覧ください。

(9) よこすか電子図書館の学校での利用状況です。令和6年度10月から市立小中学校の児童生徒と教員にIDを発行し、1人1台端末を使って利用できる環境を整えております。スタートから1年以上経過し、利用校数は増えてきていますが、中学校では23校中7校にとどまっています。

(11) の利用しなかった原因としては、「紙の本を利用するので、電子図書館は利用しない」といった回答や、「中学校では利用時間がない」との回答が目立ちます。また、「利用したい書籍が少ない」との回答も一定数ありました。現在も学校に対しては購入希望書籍の調査を行っていますが、引き続き学校現場の声を把握する機会を捉えていきたいと思っております。

24ページから28ページには、「学校図書館の利用状況に関する認識」と「利用促進のための取り組み」について、回答の抜粋を記載しております。

多くの学校で学校図書館の活用に積極的に取り組んでいる状況がうかがえます。

最後に、29ページ、(16) 調査結果の分析です。

児童生徒への調査からも、特に学齢期の子どもにとっては、学校が読書活動の核となっていることが分かります。また、各校での取組内容に関する記述からは、学校での読書活動を推進する重要なポイントは、学校司書と教員の連携にあることがうかがえます。これまでの取り組みとして、令和4年度は学校司書の中学校全校配置、令和6年度は電子図書館の導入、そして今年度は蔵書管理システムの導入を全ての学校で完了し、学校図書館の利便性が向上しました。

この機を捉えて、より充実した学習環境づくりの一環として、読書活動の推進に取り組んでいくことが重要だと考えています。

29ページ以降は、それぞれの調査票を添付しておりますのでご参照ください。以上で、横須賀市児童生徒読書活動調査の結果について報告を終わります。

(澤田委員)

2つ目の調査「学校における読書活動推進の取り組みの状況」についてお伺いします。

この調査への回答者は、各学校どのような立場の方なのでしょうか。回答者の立場によって、回答内容に差が生じていないかと思ひまして質問させていただきました。

(中央図書館長)

調査の依頼については、学校長宛てに出しております。ただ、回答については、学校図書館担当の教員が回答している形になります。

(澤田委員)

例えば、20ページの(4)の図書ボランティアを活用していない理由で、「どのような活動をしてもらえばよいか分からない」との回答や、21ページの(6)の学校特別貸出しを利用していない理由で、「学校特別貸出しの制度を知らない、制度を知らなかった」という回答を見ますと、日頃、図書に関わっていない方が回答したのかと思ってしまう。

あるいは、別の見方をすると、(6)の学校特別貸出しを利用していない理由として、「手順が煩雑、または分かりにくい」の回答や、今お話しした「学校特別貸出しの制度を知らなかった」との回答、さらには22ページの(11)のよこすか電子図書館を利用しなかった理由に、「使い方がよく分からない」との回答があることを見ると、周知の仕方に課題があったのか等についても検討してい

く必要があるのではないかと思います。

(中央図書館長)

おっしゃるとおり、もう少し丁寧に周知をしていく必要があると考えております。というのは、今回(6)の学校特別貸出しについて「制度を知らなかった」という選択肢を初めて加えたのは、もしかしたらそういう方もいらっしゃるかもしれない、と考えたからです。回答が出てきたということは、学校図書館の担当者が替わっていくということもありますので、毎年、中央図書館の職員が、学校図書館担当の先生の研修会等に出席して、電子図書館や学校特別貸出しの話丁寧にしていかなければならないと考えています。

また、この4月には少しその時間を取っていただくよう教育指導課とも話しているところです。

(阿部委員)

私も学校における読書活動推進の取り組みについて、学校の状況としては、どの学校も司書教諭や学校司書、また、児童生徒の図書委員も積極的に活動しているところもありますし、PTAの保護者の協力も得ながら、ボランティアの方の協力も得ながら、それぞれの学校に合わせた整備や楽しい取り組みなども行って、読書活動の推進に努めています。

魅力的な学校図書館にするためには、蔵書管理というのがとても大事になってきて、蔵書管理システムが全校に行き届いたということは大変便利になったと思います。

一例ですが、リサイクル本の配布イベントというのがありまして、そこに立ち会ったことがあります。子どもたちが行列をなして会場の人数制限をしたりして、リサイクル本をもらいたいという子どもたちがたくさんいました。目の前に興味のある本がたくさんあって、それを手に取る機会になっていました。それから高価でいつも買えないけれども、図書館を含めて。そういうものも、リサイクル本として配布してもらえるとというような、そういう機会になって、大変単純なことですけども、いいことだと思いました。

そういった学校の良い取り組みを広く周知して、広めていくということは、やはり重要なことだと思っておりますので、引き続き積極的に効果的な周知に努めていただきたいと思います。

## 報告事項(7)『行事等の結果について』

### ア 第37回読書感想画中央コンクール及び第36回読書感想画展

について

(教育指導課長)

『第37回読書感想画中央コンクール及び第36回読書感想画展について』報告をいたします。

資料をご覧ください。

初めに、第37回読書感想画中央コンクールについてです。

このコンクールは、読書によって得た感想を絵画表現することを通して児童生徒の読書力、表現力を養うとともに、読書活動の振興を図ることを趣旨とし、公益社団法人全国学校図書館協議会等が主催しているものです。

各都道府県の審査で上位に入賞した作品が、中央審査委員会の審査に進むことができます。

横須賀市の地区審査会は、2に記載のとおり、昨年12月に学校図書館研究会の協力を得て行いました。小中学校合わせて338点の作品から31点を優先作品とし、県審査会へ出品いたしました。

県の審査の結果については、3に記載のとおり、出品した31点中16点が入賞しました。

さらに、この16点の中から最優秀賞、優秀賞、優良賞に入賞した4点が、神奈川県代表として中央審査委員会の審査に進みました。残念ながら入賞には至りませんでした。資料の2ページから3ページにこの4点を紹介しておりますので、詳細についてはご覧ください。

また、県審査会で入賞した16点の作品については、教育指導課が作成している読書感想文画集に掲載し、各学校に配布する予定です。

次に、第36回読書感想画展についてです。

資料4ページをご覧ください。

この行事は、市内小中学校の読書指導の時間として、読書を通して感動したことを絵画で表現することにより児童生徒の読書欲を養い、読書活動の推進を図ることを目的として毎年開催しています。

今年度は令和8年1月9日から13日までの期間、文化会館の第1ギャラリーにて開催いたしました。

今年度、読書感想画に取り組んだ学校は、小学校42校、総作品数は1万3,110点、中学校は8校、総作品数は19点でした。

読書感想画展では、これらの作品の中から校内審査によって選ばれた作品と、先ほど説明しましたコンクール出品作品、合わせて547点を展示いたしました。

開催期間中には2,175人の方にご来場いただきました。児童生徒本人や保護者の方だけでなく、ご親族の方なども多く来場され、子どもたちとともに本につ

いて語り合う姿が見られました。

今後も児童生徒が読書に親しむ習慣づくりの一環として、取り組みを充実させてまいります。

報告は以上です。

(新倉教育長)

1 ページ目のところで確認だけさせていただきます。

第37回の読書感想画中央コンクールというのは、これは全国の大会と考えてよいですか。

(教育指導課長)

そのとおりです。

(新倉教育長)

そうすると、その間に神奈川県知事賞が入っているとすると、その地区審査会で県の審査会にいつているのですが、県の内容が何もなくて急に全国が書かれているので、段階を経ているんですね。それで、県の大会で選ばれたのが2ページに書いてある4つで、これが全国にいきましたということなのだけでも、全国の日付もないので、この辺はちゃんと記載をしていただかないと分からなくなるので、整理をしておいていただきたいと思います。

報告事項(7)『行事等の結果について』

イ かながわ学校給食夢コンテストの結果について

(学校食育課長)

それでは、イ かながわ学校給食夢コンテストの結果についてご報告いたします。

資料をご覧ください。

神奈川県教育委員会が主催するかながわ学校給食夢コンテストにつきまして、本市生徒が考える献立3点が受賞し、令和8年2月1日、神奈川県教育委員会から表彰されました。

1、コンテストの概要についてです。コンテストは児童生徒の食育の推進に向けた機運を高めるとともに、学校給食のイメージアップや地産地消の奨励などを目的に、給食で食べてみたい夢の献立を募集し、献立の内容や目的、アイデア、独創性等について審査し、表彰されるものです。

2、「夢の献立」応募・受賞の状況についてです。

(1) 県全体応募総数のうち、本市は705点の応募があり、3点が受賞となりました。

2ページをご覧ください。

(2) 各賞の受賞状況は表のとおりです。

3、令和7年度、本市の受賞者についてです。

「思いやりあふれる夢のメニューで賞」として、池上中学校3年、藤澤果芳さんの「海を感じる夏のさっぱりメニュー」、「よこみ賞」として、鴨居中学校2年、望月綸愛さんの「よこみSUN★定食」、「野菜の彩りきれいで賞」として、追浜中学校2年、倉重百花さんの「夏バテに負けない！夏野菜をおいしく食べよう」が受賞されました。

3ページをご覧ください。

このたび、追浜中学校2年、倉重百花さんの献立のうち、夏野菜のカレーうどんが商品化され、3月20日から22日までの間、県内スーパーで惣菜として販売されることとなりました。販売店舗は県内のF U J Iスーパーとデリドで、市内の店舗としてF U J Iスーパー野比店、佐原店、北久里浜店で販売です。

参考1として、令和6年度受賞献立の商品化の状況を記しております。

参考2として、令和6年度受賞した献立のうち、令和7年度に給食用にアレンジし提供した献立は、表中、太字の品目になります。

以上で報告を終わります。

(阿部委員)

とてもおいしそうで、自分たちが考えたということで大変良いと思いました。

この応募にあたっては、栄養教諭の関与はどのようになっているのでしょうか。学校にもセンターにも栄養教諭がいらっしゃると思いますけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

(学校食育課長)

まず、栄養教諭というか、学校は通知を受信し、配置している各校の担当栄養教諭が校内に周知をして募集をしております。それで、上がってきた応募数を給食センター、学校食育課のほうでまとめまして、県に応募しております。

その後の受賞作品の中のものを、今度献立として出す際に、給食センターの栄養教諭、または学校食育課の管理栄養士、またそれぞれの栄養教諭の集まりの中で、これは献立実現可能というところを検討しているということで、栄養教諭はそういった関わりをしております。

(阿部委員)

せっかく子どもたちが自発的に取り組むという、そういういい内容で、その学校にいる子どもたちのすぐそばにいる栄養教諭のアドバイスとか関わりとか、それから食育の指導に関して使えるいい材料だと思いますので、その辺も、事後ではなくて事前の関わりもあればいいと思いました。

(澤田委員)

受賞作品が商品化されたり、実際の給食で実現されたりということがあると、児童生徒のモチベーションも上がっていくことと思います。

このコンテストへの各学校での取り組み方について、お分かりでしたら教えていただければと思います。1ページの表にありますように、中学生の部では、県全体1,248点中、約半数近くの635点が本市からの応募となっています。これは各学校で何か応募の促進をされているのでしょうか。お分かりでしたら教えていただければと思います。

(学校食育課長)

中学校で応募総数が多いというところで、私も気になって現場に聞いてみたところ、宿題として出しているということでした。

(新倉教育長)

先ほどの当初のご報告だと募集をかけてということでしたので、ただ掲示していてこんなに出るのかなと思いました。

(澤田委員)

宿題で取り組んでいるのですね、分かりました。

(新倉教育長)

その宿題というのは、どこでの宿題になるのですか。

(学校食育課長)

ちょうど募集時期が夏休みを挟んだので、夏休みの宿題ということを出しているということでした。

(澤田委員)

家庭科でしょうか。

(学校食育課長)

出しているのは、栄養教諭を通して学校として出しています。

(新倉教育長)

子どもにどういう宿題で出ているかと聞いているのですが。

(学校食育課長)

宿題の提示の仕方については、申し訳ありません、調査しておりません。

(新倉教育長)

例えば何の教科で宿題を出しているのでしょうか。

(学校教育部長)

技術・家庭科に家庭分野があります。そこで食育指導をやっておりますが、それ以外の特別活動であるとか、さまざまな教育活動を学校でやっておりまして、夏休みの宿題をどの教科で出しているかについて、こちらで今把握している状況ではございませんが、ご承知のように技術・家庭科の家庭分野で調理実習等をやっておりますので、そういった関連はあろうかと思えます。

(新倉教育長)

それは小学校も同じですか。技術・家庭科は、小学校にもあるのですか。

(学校教育部長)

小学校では、家庭科は5、6年生だけになります。ただ、低学年だと生活科、3年生以上では総合的な学習の時間もありますし、先ほど申し上げた特別活動といったものもございますので、いろいろな教育活動の中で、そうした料理であるとか調理を体験する機会があります。

(新倉教育長)

そうではなく、何の教科かという質問だったので、小学校の1年生から6年生までであるから、技術・家庭科で全部くくられると、小学校にないよねという質問をしたところですよ。

(学校教育部長)

はい。小学校の家庭科は、5、6年生だけです。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

○ 教育長 閉会を宣言

6 閉会及び散会の時刻

令和8年3月5日(木) 午前11時15分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡